

## 審査項目ア及びイの評価基準

審査項目	評価の着眼点		評価基準点		
		判定基準		小計	
業務経歴	同種又は類似業務の実績	過去の実績(3件)を次の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	10	10	
業務実施体制	作製責任者	過去の実績を次の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。  上記に加え、携わった立場を次の順位で評価する。 ア 作製責任者又はこれに順ずる立場 イ 主たる担当者 ウ 補助的な立場	5	20	
		手持ち業務の件数	手持ち業務が0件の場合は5点とし、1件増加する毎に1点減少し、5件以上の場合は、評価の対象としない。		5
	担当者	同種又は類似業務の実績の有無	過去の実績(1人につき1件)を次の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。  なお、全ての担当者において業務実績がない場合は評価対象としない。		5
		手持ち業務の件数	手持ち業務が0件の場合は5点とし、1件増加する毎に1点減少し、5件以上の場合は、評価の対象としない。		5
		※担当者に関する評価項目については、評価対象人員を2人とし、その平均点(配置人員が2人に満たない場合は、2で除した数値)で評価する。			
小計			30	30	

同種業務及び類似業務とは、次のものを作製する業務とする。

①同種業務:地域をPRするといった映像作製に関する業務

②類似業務:国・地方公共団体(これらに準ずる組織を含む。)から受託した映像作製に関する業務など

【別紙1-2】

審査項目ア及びイの評価点数

審査項目	着眼点	実績・内容	点数	実績・内容	点数	備考		
業務経歴	同種又は類似業務の実績	①3件	10又は9	①1件、②0件	4	※同種業務の実績が3件であった場合、その映像の内容について総合的に判断を実施し、10点もしくは9点とする。 ※類似業務の実績が1件であった場合、その映像の内容について総合的に判断を実施し、1点もしくは0点とする。		
		①2件、②1件	8	①0件、②3件	3			
		①2件、②0件	7	①0件、②2件	2			
		①1件、②2件	6	①0件、②1件	1			
		①1件、②1件	5	①0件、②1件	0			
業務実施体制	作製責任者	同種・類似業務の実績	①とア	5	②とア	3	※業務実績が無い場合は、0点とする。	
			①とイ	4	②とイ	2		
			①とウ	3	②とウ	1		
	作製責任者	手持ち業務の件数	0件	5			※5件以上の場合は、0点とする。	
			1件	4				
			2件	3				
			3件	2				
			4件	1				
	担当者	同種・類似業務の実績	①と①	5	①のみ	(5/2=)2.5	※評価対象人員を2人とし、その業務実績で採点する。 ※全ての担当者に業務実績が無い場合は、0点とする。	
			①と②	4	②のみ	(3/2=)1.5		
			②と②	3				
		担当者	手持ち業務の件数	0件	5			※2人の点数の平均点とする。 ※5件以上の場合は、0点とする。
				1件	4			
				2件	3			
				3件	2			
4件				1				